

第4回 辰野町基本構想審議会 次第

日時 令和3年1月13日(水) 午後6時から
場所 第6会議室(辰野町役場庁舎2階)

1. 開 会

2. あいさつ

3. 経 過

4. 協議事項

(1)辰野町第6次総合計画 基本計画(素案)について

(2)今後のスケジュールについて

5. その他

次回 日時 令和3年1月26日(火) 午後6時から
場所 辰野町役場 第6会議室

6. 閉 会

辰野町第 6 次総合計画 前期基本計画（素案）

令和 3 年 1 月 9 日（暫定版）

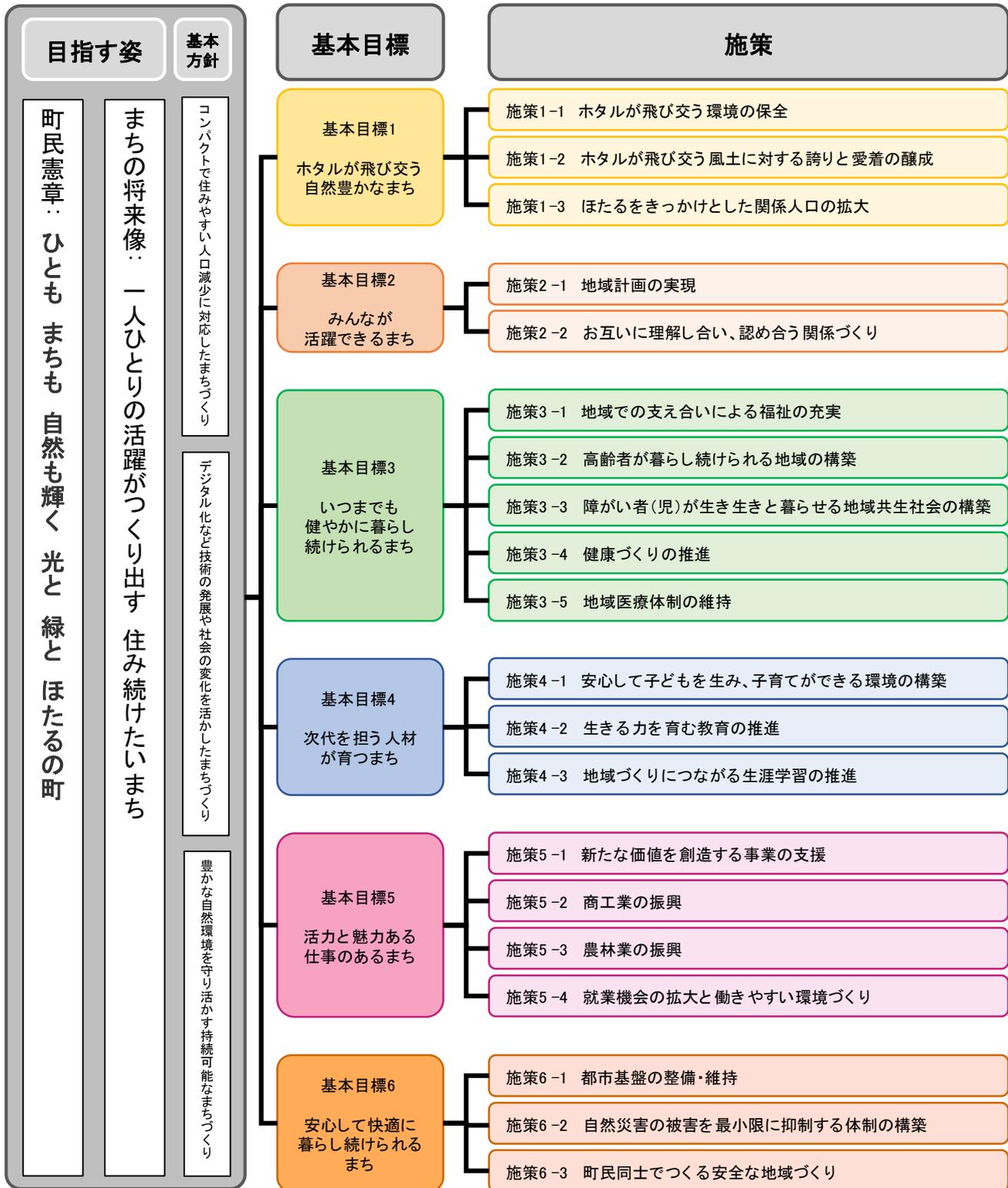
2021_0113_第 4 回辰野町基本構想審議会

第1編 前期基本計画

はじめに

1. 施策の体系

施策の体系を示します。



2. 基本計画の見方

以下に、基本計画の見方を示します。



基本目標 1.

ホタルが飛び交う自然豊かなまち (風土の保全・誇りと愛着)

まちには、ゲンジボタルが舞う松尾峡に代表されるように豊かな自然環境が残されています。このような自然環境は、町民共有の財産であり、先人から引き継いだものとして後世に伝えていかなければなりません。

ホタルが飛び交う豊かな風土を誇りと愛着を持って守り、次代に引き継いでいきます。

施策の考え方

まちのシンボルであるホタルが飛び交う自然環境、生活環境を地域が一体となって守るまちをつくります。

そして、ホタルをはじめとした辰野町らしさ、良さを町内外に伝えることで、まちへの誇りと愛着を持つ町民を増やし、地域づくり活動が活発に行われる基盤を作ります。

また、人口が減少する中で、地域の活力を維持するためには町外の力にも目を向ける必要があります。ほたる祭りなどの地域資源を活用したイベント等を通して、地域づくりに参加する関係人口を増やします。

施策 1-1.ホテルが飛び交う環境の保全



(1) 現状と課題

- ・辰野町では町民、事業者、行政が一体となり、まちのシンボルであるホテルが飛び交う環境を守っています。
- ・しかし、手入れが行き届かなくなった農地や森林が散見されるようになってきています。このような農地・森林に太陽光発電施設が建設され、環境や景観に影響を及ぼしていることもあります。

(2) 施策の方向性

- ・まちの様々な場所で、ホテルが飛び交う環境を次代に引き継ぎます。
- ・町民、事業者、行政が環境について改めて考え、地球温暖化や水環境の保全など自然環境を守るとともに、環境に調和した再生可能エネルギーの有効活用等による循環型社会を構築していきます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	自然環境の 保全	主要河川・地下水等の環境調査の実施	住民税務課
2		森林環境譲与税などを活用した森林の整備と保全	産業振興課
3		田園風景の保全	産業振興課
4		環境保全活動と町民の意識の啓発	住民税務課
5		生物多様性に対する町民の理解の促進	住民税務課
6		ゲンジボタルの保護・育成	産業振興課、まちづくり政策課
7	生活環境の 保全	ごみの分別収集、減量化の促進	住民税務課
8		リサイクルによる資源の二次利用の促進	住民税務課
9		騒音対策と危険物、有害物質等の流出・拡散の防止	住民税務課
10		適切な再生可能エネルギーの普及	住民税務課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果 指標	町民意識調査 (豊かな自然や風景が守られているまち)	80.1% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	町民意識調査 (現状評価)
進捗 管理 指標	森林経営計画等に基づいた 間伐面積	69ha (令和元年度)	80ha (令和7年度)	
	1人1日あたりのごみ排出量	519g/人日 (令和元年度)	●●g/人日 (令和7年度)	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」
	ほたる童謡公園内のゲンジボタル 目撃数	43,368匹 (令和元年度)	100,000匹 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：環境保全意識の向上
- 地域：環境保全活動の実施、参加の呼びかけ

1 生物多様性

関連する分野別計画

●辰野町環境基本計画

●辰野町森林整備計画

施策 1-2.ホテルが飛び交う風土に対する誇りと愛着の醸成



(1) 現状と課題

- ・「ホテル」、「豊かな自然」、「美しい景観」は町民の生活、まちの文化に深く根付き、辰野町の風土（辰野町らしさ）を形成しています。
- ・一方、辰野町の良さを町内外に伝え、地域づくりの協力者を増やす取り組みは十分に実施されていない状況です。

(2) 施策の方向性

- ・町に対して愛着と誇りを持ち、自発的に地域づくりに参加する町民を増やします。
- ・**ほたる**など地域資源を磨き上げ、その良さを町内外に伝えることでまちづくりの担い手を増やします。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	地域資源の活用	ほたるをはじめとした地域資源の磨き上げ	まちづくり政策課
2		地域資源を活用したイベント開催支援	まちづくり政策課、産業振興課
3		地域資源を活用したイベントへの町民参加促進	まちづくり政策課、産業振興課
4	町内外への情報発信と調整	町の魅力を町内外に伝える広報の実施	まちづくり政策課
5		町民とまちが お互いの想いを共有するための場づくり	まちづくり政策課
6		地域づくり活動の担い手同士を繋ぐコーディネート事業	まちづくり政策課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	町への愛着度	77.1% (令和元年度)	●● (令和7年度)	町民意識調査
進捗管理指標	地域資源を活用したイベント支援数	15件 (令和元年度)	●● (令和7年度)	
	町民と連携した情報発信回数	● (令和元年度)	●● (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：まちの良さを改めて発見する、良さを内外に伝える

関連する分野別計画

- 辰野町総合戦略

施策 1-3. ほたるをきっかけとした関係人口の拡大



(1) 現状と課題

- ・町内の多くの地域で人口減少、高齢化が進み、今後、地域を維持することが難しくなることが指摘されています。
- ・一方、都市や町外の大学との交流などを通じて得られた関係人口が参画する地域づくりが展開されている地域もあります。交流人口²・関係人口³の増加は、人口が減少する中で、移住促進、まちのにぎわいを保つ効果が期待されています。

(2) 施策の方向性

- ・地域づくり活動に参加する関係人口、移住者を増やします。
- ・ほたる祭りをきっかけにまちを訪れた町外の人に辰野町のファンになってもらい、継続的に関わり続けてもらえるように環境を整備します。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	交流人口・ 関係人口 の拡大	ほたるなどの地域資源を活用した観光の振興	産業振興課
2		サイクルツーリズムなど新たな観光コンテンツ開発支援	産業振興課
3		町外との交流による地域づくりに参加する関係人口の増加	まちづくり政策課
4	移住・定住 の促進	町外に向けた情報発信と相談対応の実施	まちづくり政策課
5		移住受入環境の整備	まちづくり政策課
6		移住者、転入者が地域に溶け込むための支援	まちづくり政策課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果 指標	移住支援制度を利用して移住した人数	70人 (令和元年度)	80人 (令和7年度)	総合戦略
進捗 管理 指標	観光サイトのアクセス数	614,414件 (令和元年度)	775,000件 (令和7年度)	町観光サイト
	町内への観光入込客数	346,000人 (令和年度)	384,000人 (令和7年度)	総合戦略
	町の関係人口創出事業への参加者数 (累計)	25人 (令和元年度)	150人 (令和7年度)	総合戦略
	辰野町移住ウェブサイトへのアクセス 数	33,730件 (令和元年度)	35,000件 (令和7年度)	総合戦略

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：観光客をもてなす機運の醸成
- 地域：交流人口・関係人口、移住者を受け入れる機運の醸成

関連する分野別計画

- 辰野町総合戦略

² 交流人口

³ 関係人口

基本目標 2.

みんなが活躍できるまち (協働・共創・地域づくり)

人口が減少し地域経済が縮小局面を迎える中であっても、持続可能な地域づくりを推進するためには、住民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決していくという「協働・共創」の仕組みを構築し、地域課題の解決や魅力ある地域づくりなどに取り組んでいくことが必要です。地域を支える区、消防団、奉仕団などの自治活動を、時代の変化に合わせてながら今後も継続していくとともに、これまでのように各地区における地域づくりを推進していくほか、町民それぞれの問題意識のもとに集まった、より多様な人々がまちをよくするために活躍できる環境を充実させます。

施策の考え方

様々な担い手とともに地域計画を実行することで、活力ある地域を維持します。

そのために、自分と異なる環境、性別や属性などを互いに認め合い、誰もが地域づくりに参加しているまちをつくります。

施策 2-1.地域計画の実現



(1) 現状と課題

- ・「辰野町第5次総合計画」では、17 地域ごとに住みやすい地域とするための取り組みや行政の支援をまとめた地域計画を策定しました。
- ・しかし、地域計画の取組状況は、地域によって異なります。

(2) 施策の方向性

- ・地域計画を実現し、住み続けたい地域としていきます。
- ・町民が住む地域のことを自ら考え、行政と協働・共創し、地域計画に基づく組織的な地域づくりに取り組むことを強力に支援します。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	地域づくりの推進	地区担当職員による地域の課題解決支援	総務課
2		地域づくり活動費の支援	まちづくり政策課
3		関係人口が参加する地域づくり活動への支援	まちづくり政策課
4	地域づくりの場づくり	中山間地域における地域づくり拠点となる場の形成	まちづくり政策課
5		地域拠点における ICT 情報通信基盤の整備	まちづくり政策課
6		地域づくり活動への ICT の利活用の促進	まちづくり政策課
7		空き家・空き店舗の地域づくり活動への利活用（撤去）	まちづくり政策課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	地域計画の進捗状況	3 (令和元年度)	2以上 (令和7年度)	区アンケート（4段階評価）
進捗管理指標	地域づくり活動支援数	11区 (令和元年度)	17区 (令和7年度)	
	集落支援員数 ⁴	1人 (令和元年度)	17人 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：地域活動への参画

地域：地域活動の実施、行政との連携強化

関連する分野別計画

- 地域計画

⁴ 集落支援員

施策 2-2.お互いに理解し合い、認め合う関係づくり



(1) 現状と課題

- ・町は、これまでも人権・同和教育など、さまざまな啓発活動に取り組んできました。
- ・近年は、インターネットによる人権侵害なども課題となっており、より一層、人権問題の解消に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・生産年齢人口が減少する中で、辰野町で学び、働く外国人は増えることが見込まれます。

(2) 施策の方向性

- ・性別や国籍などの違いを超えて、誰もが地域の一員として活動できる環境をつくります。
- ・意識啓発等を行い、お互いの理解を進めます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	一人ひとりが尊重される地域づくり	人権・同和問題に対する意識の啓発	生涯学習課、 住民税務課、 総務課
2		男女共同参画意識の啓発	生涯学習課
3	多文化共生の推進	多文化共生に対する意識の醸成	まちづくり政策課
4		多言語で、わかりやすい情報の提供	まちづくり政策課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	「互いの個性や立場を尊重し合える地域である」と思う町民の割合	●●% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	
進捗管理指標	人権に関する啓発活動の実施回数	19回 (令和元年度)	20回 (令和7年度)	
	男女共同参画に関する学習会の開催数	11回 (令和元年度)	15回 (令和7年度)	
	外国籍住民への支援を行うボランティア数	40人 (令和元年度)	50人 (令和7年度)	総合戦略

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：人権・多文化・に対する理解外国人住民との交流、
地域：誰もが社会参加できる機運の醸成

関連する分野別計画

●ほたるの里 男女共同参画プラン（第四次改定版）

基本目標 3.

いつまでも健やかに暮らし続けられるまち (福祉・保健・医療・介護)

すべての町民が自分らしく健やかに暮らし続けていけるまちを目指します。

そのためには、高齢者や障がい者、生活困窮者など弱者の孤立を防ぎ、自律的に暮らせるよう、地域の支え合いの体制を強化するとともに行政の支援体制を充実させます。

また、町民がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、今後も福祉・保健・医療が連携してすべての町民が安心して暮らしていける環境を整えます。

施策の考え方

年齢や環境、貧困問題など、生活への不安を解消し、町民同士が支え合い、地域で安心して暮らすことができるまちをつくります。

また、町民がより長く健康で暮らし続けられるよう、健康づくりに取り組むことを支援します。加えて、いつでも安心して医療が受けられる体制を町民とともに維持します。

施策 3-1.地域での支え合いによる福祉の充実



(1) 現状と課題

- ・高齢化や核家族化が進む中、地域での関係が希薄になり、町民同士の支え合い、助け合いが少なくなってきました。
- ・また、地域福祉の担い手が不足し、各地域での活動が縮小傾向にあります。

(2) 施策の方向性

- ・町民が安心して暮らし続けられる地域をつくります。
- ・町民同士が声をかけ合い、困った時に支え合い、助け合う環境を整え、必要に応じて専門的な支援を行います。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	支え合いへの参加促進	助け合い・支え合いの地域づくり	保健福祉課
2		ボランティア等の支援	保健福祉課
3		地域福祉のネットワークづくりと活動への支援	保健福祉課
4	包括ケアの充実	地域包括ケアシステムの構築	保健福祉課
5		災害時要配慮者支援システムの構築	保健福祉課
6		生活困窮者などの暮らしを守るセーフティネットの構築	保健福祉課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	在宅療養率の向上（介護認定者）	71.6% (令和元年度)	75.0% (令和7年度)	
進捗管理指標	ボランティアセンター登録団体数	96団体 (令和元年度)	●●団体 (令和7年度)	
	安心バトン ⁵ の配布数（累計）	512人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：地域での活動への参加、町の相談・支援施策への理解、必要に応じた相談
 地域：地域での見守り、居場所の確保

関連する分野別計画

- 第2次辰野町地域福祉計画・辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画
- 第8期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（地域包括ケア計画）

⁵ 安心バトン

施策 3-2.高齢者が暮らし続けられる地域の構築



(1) 現状と課題

- ・高齢化率が上昇しており、単身高齢者世帯がさらに増加することが見込まれます。
- ・介護に不安を持つ住民もおり、高齢者に対する福祉の充実が、ますます重要となります。

(2) 施策の方向性

- ・高齢者が住み慣れた地域で、身体の状態に応じて、自分らしく暮らし続けられる地域をつくりま
- す。
- ・地域や医療・介護等の多職種が連携しながら、高齢者の健康づくり、生きがいを支援する
- とともに、包括的な支援体制を深化させていきます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	元気高齢者の活動促進	高齢者の健康づくり支援	保健福祉課、住民税務課
2		高齢者の生きがいをづくり支援	保健福祉課
3	自立生活を送るための支援	協働による介護予防と重度化防止の推進	保健福祉課
4		介護サービスの提供体制の確保	保健福祉課
5		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	保健福祉課、住民税務課
6	一体的な介護サービスの提供	医療・介護の連携強化	保健福祉課、辰野病院
7		在宅ケアに対応できる医療体制の強化	保健福祉課、辰野病院

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	要介護認定率	15.1% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	介護保険事業状況報告
進捗管理指標	介護予防教室の開催回数	● (令和元年度)	● (令和7年度)	
	介護予防事業の参加者数	0.9% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：健康づくり、生きがいをづくりの実践
- 地域：見守り、日常生活での支援

関連する分野別計画

- 第8期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（地域包括ケア計画）
- 第2次辰野町地域福祉計画・辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画

施策 3-3.障がい者（児）が生き生きと暮らせる地域共生社会の構築



(1) 現状と課題

- ・障がい者（児）数は微増傾向にあります。また、社会環境の変化とともに、障がい者（児）の生活課題や支援に対するニーズが多様化しています。
- ・障がいがあっても、希望に合わせて、地域の中で暮らしたり、働いたりできるように、障がい者への適切な支援が引き続き求められます。

(2) 施策の方向性

- ・障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会をつくりまします。
- ・ニーズに即した保健・福祉サービスの提供等を行うとともに、地域での助け合いの拡大に努めます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	地域生活移行の促進	障がい者が望む地域生活実現のための福祉サービスの提供	保健福祉課
2		町民の障がい者に対する理解の促進	保健福祉課
3	就労支援の推進	障がい者に対するサービスの質の向上のための事業者啓発	保健福祉課
4		障がい者の就労機会・社会参加機会の拡大	保健福祉課
5	障がい児への支援の充実	障がい児へのサービス提供体制の充実	保健福祉課
6		医療的ケア児支援の体制づくり	保健福祉課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	施設入所者の地域生活への移行者数	1人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	
進捗管理指標	就労継続支援者数	62人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 障がい者：積極的な社会参加
- 地域：障がいに対する理解の向上、見守り
- 事業者：福祉サービスの質の向上

関連する分野別計画

- 辰野町障がい者プラン 2018
- 第6期辰野町障害福祉計画第2期辰野町障害児福祉計画
- 第2次辰野町地域福祉計画・辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画

施策 3-4.健康づくりの推進



(1) 現状と課題

- ・町民が生涯を通じ、健康に暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸が重要です。
- ・しかし、生活様式の多様化や労働環境の変化などにより、心身の健康を保つことが難しくなっています。
- ・町は、継続的に健康診断の実施、呼びかけを行っています。その結果、特定検診受診率は微増傾向です。一方、がん検診受診率は横ばいが続いています。
- ・感染症の拡大防止に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

- ・町民一人ひとりが継続的に心身の健康づくりに取り組むまちにします。
- ・町民が自身の健康状態の把握し、適切な生活習慣（食生活や運動等）を身に付け健康を維持することができるように支援します。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	健康状態の把握の支援	各種検診等による町民の健康管理の支援	保健福祉課、住民税務課
2		地域の健康課題の分析	保健福祉課、住民税務課
3	生活習慣の改善の促進	日常における運動習慣づくりの支援	保健福祉課、住民税務課
4		健康づくりのための食育の普及	保健福祉課、産業振興課、こども課
5	健康づくりの場の充実	地域や事業者（企業）に対する健康づくり意識啓発	保健福祉課
6		地域での健康づくり方法の提案	保健福祉課
7		自殺防止のためのこころの健康づくりに関する相談体制の充実	保健福祉課、こども課
8	感染症対策	感染症防止体制の整備	保健福祉課
9		予防接種等による感染防止の推進	保健福祉課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	国民健康保険加入者医療費	426,034 円 (令和元年度)	●●円 (令和7年度)	
進捗管理指標	健康ポイント ⁶ 交換者数	196 人 (令和元年度)	1,200 人 (令和7年度)	総合戦略
	国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率	47.9% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	
	がん検診の受診率	29.7% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	

⁶ 健康ポイント

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：健康づくりの実践

地域：地域で健康づくり活動を広げる

商工会・企業：健康づくりに取り組む人への理解

関連する分野別計画

- 健康づくり計画辰野 21（第4次）
- 辰野町新型インフルエンザ等対策行動計画

施策 3-5.地域医療体制の維持



(1) 現状と課題

- ・国は医療体制改革として公立病院の再編・統合を進めています。これを受け県が策定した「長野県地域医療構想」でも病床削減の方向性が打ち出されており、病院経営を取り巻く環境は厳しい状況です。
- ・加えて、町内の開業医の高齢化が進み、地域の医療の担い手が不足しつつあり、従来の地域医療体制を維持することが難しくなっています。

(2) 施策の方向性

- ・必要なときに、適切な医療を受けられる地域医療体制を維持します。
- ・町民、町内・近隣市町村の医療機関が協力し合い、地域の医療機関との連携等による効率化を進めます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	地域医療体制の維持	医療機関の機能に応じた適切な受診の啓発	保健福祉課
2		三師会 ⁷ との連携促進	保健福祉課
3		辰野病院の効率的な運営	辰野病院

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	辰野病院の経常収支比率	100.8% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	
進捗管理指標	辰野病院の病床利用率	85.1% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	辰野病院経営状況一覧表
	辰野病院の救急受入件数	1,464件 (令和元年度)	●●件 (令和7年度)	辰野病院年報
	辰野病院の常勤医師の数	7人 (令和元年度)	9人 (令和7年度)	総合戦略

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：かかりつけ医療機関等を持つなど、適切な受診
 医療機関：医療従事者の確保

関連する分野別計画

- 辰野病院経営改革プラン

⁷三師会

基本目標 4.

次代を担う人材が育つまち

(子育て・教育・生涯学習・文化振興)

まちで生まれ育つ子どもたちはまちの宝であり、郷土を愛し、誇りを持って成長することが地域の願いです。そのうえで、子どもたちには、地域に根ざすことや、広く世界へ羽ばたくことで次世代を担うことを期待します。

子どものいる家庭をみんなで支え、地域全体で子どもを育てるまちを目指します。さらに、辰野で育つ子どもたちには、まちの自然や歴史、文化から多様な体験と最新技術を習得し、社会を生き抜く力を身につけ、成長していけるよう、教育を充実させます。

大人も学び続け、まちの次代を牽引する役割を有しています。まちの自然や歴史、文化について知り、理解を深めたり、常に学び続け成長し続けられる環境を整備します。

施策の考え方

安心して妊娠・出産ができ、地域の協力のもと、子どもたちが大切にされ、健やかに育つまちをつくります。

加えて、すべての町民が学び続け、町への誇りと愛着を持って地域で活躍できる環境を整えます。

施策 4-1.安心して子どもを生み、子育てができる環境の構築



(1) 現状と課題

- ・少子化・核家族化、結婚・出産・子育てに対する価値観の多様化にともない、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加等、子どもと子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ・国の子育て支援政策は、経済政策と合わせて立案されています。母親の就労等、社会変化に対応できる子育て支援体制が求められています。

(2) 施策の方向性

- ・町民の妊娠・出産・子育ての希望を実現できるまちにします。
- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行い、町民が安心して子どもを生み、子育てできる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	出会い、妊娠支援の充実	出会いの場づくりへの支援	保健福祉課
2		産前産後に対する支援	保健福祉課
3		不妊・不育に対する支援	保健福祉課
4	子ども・子育て支援の充実	保育サービスの実施	こども課
5		子育て支援制度の充実と情報提供	こども課
6		子どもの居場所づくり	こども課
7	家庭の子育て力の向上支援	家庭での教育力の向上支援	こども課
8		子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供	こども課
9	地域で支える子育ての促進	地域での子育て支援	生涯学習課
10		ファミリーサポート事業の継続	こども課
11		ワーク・ライフ・バランス ⁸ を実現する環境づくり	まちづくり政策課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標				
進捗管理指標	保育園待機園児数	0人 (令和元年度)	0人 (令和7年度)	
	ファミリーサポート ⁹ 協力会員数	16人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：家庭において子どもを生み、育てること
- 地域：子育て世帯への支援、子どもの健全育成への協力
- 事業者：多様な働き方を実現できる環境整備

関連する分野別計画

- 第二期辰野町子ども・子育て支援事業計画

⁸ ワークライフバランス

⁹ ファミリーサポート

施策 4-2.生きる力を育む教育の推進



(1) 現状と課題

- ・価値観が多様化し、社会が急激に変化する中で「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの力をバランス良く身につけながら子どもたちの「生きる力」を育むことが求められています。
- ・町内には、幼稚園・保育園・小学校・中学校、高校、短大がありますが、少子化が進む中で児童・生徒・学生数の急激な減少、施設設備の老朽化等の課題を抱えています。

(2) 施策の方向性

- ・子どもたちの「生きる力」を育むため、教育環境を充実します。
- ・子どもたちの豊かな感性や知性、郷土を愛する心を育み、主体的に考え、学ぶことができる教育環境を町内の教育機関や地域とともにつくり、将来の辰野町を担う人材を育てます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	保育・教育環境 の整備	幼保小中高短大の連携の促進	こども課
2		保育・教育施設の整備	こども課
3		高校、短大の教育環境の整備支援	総務課
4	個に応じた学びの	子どもの個性を尊重した教育	こども課
5	実施	小中学校における ICT を活用した教育の充実	こども課
6	地域が 支える教育	地域資源を活用した豊かな情操・感性の育み	こども課
7		学校支援ボランティアの充実	こども課
8		地元高校、短大と地域を結ぶ仕組みづくり	総務課
9	キャリア教育の	郷土を愛する心を育む体験教育機会の提供	こども課
10	実施	町内の産業に触れる機会の提供	産業振興課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果 指標	学校生活満足度	60.5% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	Q-U検査結果
進捗 管理 指標	学校支援ボランティア登録者数	520人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	総合戦略
	キャリア教育協力事業者数	37事業者 (令和元年度)	●●事業者 (令和6年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

地域：学校に対する支援・協力

関連する分野別計画

—

施策 4-3.地域づくりにつながる生涯学習の推進



(1) 現状と課題

- ・町民一人ひとりが豊かな人生を過ごせるよう、学習、文化・スポーツ活動ができる機会・場が提供され、その成果を活かせる社会の実現を図ることが求められています。
- ・町民の参加意欲を向上させる必要があります。

(2) 施策の方向性

- ・町民誰もが学習を続け、成長しているまちにします。
- ・町内で多様な学習、文化・スポーツ活動機会が提供され、それにより得られた知識等が、地域づくりに活かされる環境をつくります。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	多様な学習機会の提供	利用しやすい図書館の整備	生涯学習課
2		町民会館の整備	生涯学習課
		分館活動の支援	生涯学習課
3		学習した成果の活用・還元の場の提供	生涯学習課
4		地域を特徴づける伝統文化、文化財の調査・保存と活用	生涯学習課
5		企画展など文化芸術活動の場の提供	生涯学習課
6	多様なスポーツの	生涯スポーツの振興	生涯学習課
7	推進	スポーツを通じた地域の絆づくり	生涯学習課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	生涯学習講座等満足度	87.6% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)	
進捗管理指標	図書館入館者数	57,737人 (令和元年度)	65,000人 (令和7年度)	図書館利用者統計
	体育施設の利用者数	124,990人 (令和元年度)	137,000人 (令和7年度)	テニスコート 学校体育施設含む
	美術館入館者数	6,028人 (令和元年度)	7,000人 (令和7年度)	
	荒神山スポーツ公園の年間利用者数	70,619人 (令和元年度)	75,000人 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：積極的な学び、地域づくりへの参画

地域：学びを地域づくりに生かすことのできる仕組みづくり

関連する分野別計画

基本目標 5.

活力と魅力ある仕事のあるまち（産業振興）

まちが自立し続けるためには、外貨を獲得できる産業の振興が不可欠です。技術の発展により、小規模な事業者でも様々な事業に参入が可能になりつつあることを踏まえ、地域を牽引する事業者の新たな事業へのチャレンジを支援します。

また、まちに暮らしながらやりがいのある仕事に就け、いきいきと働けるよう、就労支援をおこないます。近年、働き方の多様化が進んでいます。辰野町に住みながら都市部の企業へ勤務したり、複数の仕事をかけ持ったりと多様な選択肢を確保することで、「辰野町に住み続ける」ことを支援します。

施策の考え方

地域資源を活用した新たな事業に挑戦する人を支援するとともに、既存の事業者の経営基盤の強化等を支援します。また、町内での消費を拡大し、町民とともに地域経済に好循環を生み出し、にぎわいと働く場を確保します。

加えて、多様な働き方の実現を支援するとともに、人材の育成を進めることで、就業機会を拡大し、住み続けられるまちとします。

施策 5-1.新たな価値を創造するために挑戦する事業者への支援



(1) 現状と課題

- ・町内の経営者の高齢化が進み、廃業するケースが増えています。
- ・加えて、人口減少にともない、既存の市場ニーズはさらに縮小すると考えられます。
- ・グローバル化や技術革新が進むことにより、辰野町の産業を取り巻く環境はさらに変化することが見込まれます。
- ・町内の事業者の多くは、下請け、孫請けでの受注が多い状況であり、景気変動の影響を受けやすくなっています。このような状況からの脱却を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

- ・地域の資源を活用した**新たな分野（産業）**や**事業、技術開発にチャレンジ（挑戦）**する人に対する**支援すること**で、地域の経済を維持します。
- ・商工会等と連携し、企業連携や新規創業・起業を支援するにより、町内に新たな産業の育成を進めます。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	開発支援	新規事業創出のためのマッチング支援	産業振興課
2		新技術開発等の取り組みへの支援	産業振興課
3		6次産業化の推進	産業振興課
4	販売支援	マーケティング支援	産業振興課
5		販路開拓に取り組む企業に対する支援	産業振興課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	製造品出荷額	11,140,633万円 (平成30年度)	11,150,000万円 (令和7年度)	工業統計
	年間商品販売額	2,198,000万円 (令和元年度)	30,000,000万円 (令和7年度)	経済センサス
進捗管理指標	創業支援塾受講者数	9人 (令和元年度)	50人 (令和7年度)	
	6次産業に取組む団体数	18団体 (令和元年度)	25団体 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民・移住者：創業の検討、空き店舗等の活用
- 事業者：第二創業の検討、空き店舗等の活用
- 商工会：創業・新規事業創出支援、経営指導

関連する分野別計画

●辰野町総合戦略

●辰野町6次産業化推進戦略

施策 5-2. 商工業の振興



(1) 現状と課題

- ・工業は町の基幹産業ですが、9割以上が中小零細企業です。独自の技術を持つオンリーワン企業も存在しますが、事業所数は微減傾向です。
- ・経営者の高齢化・後継者不足、インターネット販売の普及などにより、町内の商業環境は厳しさを増しており、町内の小売店数がさらに減少することが見込まれます。

(2) 施策の方向性

- ・地域経済の好循環が実現し、事業者数が維持され、町内に雇用の場が**確保します**。
- ・商工会と連携し、商工事業者の経営基盤の強化、担い手の確保・育成に取り組むとともに、町民を巻き込み、地域経済の好循環を促進します。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	経営基盤強化の推進	産業振興・人材育成に活用する ICT 基盤の整備	産業振興課
2		辰野町商工会を通じた経営能力向上の支援	産業振興課
3		事業承継の支援	産業振興課
4	担い手の確保・育成	商工会と連携した起業、第二創業への支援	産業振興課
5	地域経済の循環づくり	新たなものづくり産業、 知識集約型産業 ¹⁰ の誘致の実施	産業振興課
6	地域経済の循環づくり	地域経済の好循環を実現するための商店街再生	産業振興課
7		地域経済を循環させる地産地消の普及	産業振興課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	商工業事業所数	基準 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	
	卸売・小売事業所数	基準 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	経済センサス
進捗管理指標	振興補助金の利用数	17件 (令和元年度)	20件 (令和7年度)	
	商店街等の空き店舗の利活用数	2件 (令和元年度)	10件 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：町内の事業者を知る
- 事業者：個性のある商店づくり、技術の高度化
- 商工会：経営指導

関連する分野別計画

¹⁰ 知識集約型産業

●辰野町総合戦略

施策 5-3. 農林業の振興



(1) 現状と課題

- ・ 農業者の高齢化と後継者不足による農地の遊休化の拡大、鳥獣による農作被害における耕作意欲の減退など農業を取り巻く環境は厳しい状態です。
- ・ 森林では担い手不足等により、整備、伐期の遅れによる手入れの不足が見られます。
- ・ 一方、今後、木質バイオマスエネルギー利用など町産木材の需要拡大が見込まれることも踏まえ、計画的な施策の推進が求められています。

(2) 施策の方向性

- ・ 次代に引き継がれるよう、魅力ある農業・林業の創生、豊かな農山村環境を整備します。
- ・ 農業者・林業者の経営基盤の強化、担い手の育成・確保を行うとともに、安全な農産物・林産物の供給を行います。加えて、町民による地産地消を実現します。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	経営基盤強化の推進	農林業経営の安定化支援	産業振興課
2		ICT 機器を活用した生産性の高い農業・林業の実現	産業振興課
3		松くい虫被害の未然防止	産業振興課
4		野生鳥獣による被害の軽減対策	産業振興課
		農道、林道、農業用水、ため池等の整備と維持管理	産業振興課
5	担い手の確保・育成	新規就農者、林業者等の確保	産業振興課
6		農業・林業の新たな担い手の育成	産業振興課
7	地域経済の循環づくり	地産地消の推進	産業振興課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	農業産出額（推計）	74 千円 (平成 30 年度)	●●% (令和 7 年度)	市町村別農業産出額
進捗管理指標	担い手の農地経営面積	192ha (平成 30 年度)	目標 (令和 7 年度)	
	担い手への農地集積率	20.4% (平成 30 年度)	目標 (令和 7 年度)	
	森林経営管理制度による集積計画	0ha (令和元年度)	3ha (令和 7 年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：町産農作物の消費

事業者：町産農作物、材木の利用

関連する分野別計画

- 辰野町総合戦略
- 辰野町農業振興ビジョン
- 辰野町農業振興地域整備計画
- 辰野町水田フル活用ビジョン
- 辰野町森林整備計画

施策 5-4. 就業機会の拡大



(1) 現状と課題

- ・国が働き方改革を推進したことにより、大きく変わる働く環境の変化に対応した支援が求められます。
- ・住み続けられるまちとするために、町内、町近郊での就業機会を拡大する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ・辰野町に居住しながら就業できる環境を整え、安心して持続的に働けるまちにします。
- ・就業機会の拡大、安定化を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、若者、女性や高齢者を含む多様な働き手が、その能力に応じた働き方や就労方法を選択できるようにします。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	雇用対策	関係機関や町内事業者との連携による就業機会の確保	産業振興課、まちづくり政策課
2		若年技能者の育成支援	産業振興課
3		たつの暮らしを目指す人のインターンシップの実施	産業振興課
4	働き方改革	事業者に対する働き方改革の啓発と支援	産業振興課
5		女性や高齢者の就労機会の拡大	産業振興課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	●	●% (令和2年)	●●% (令和7年)	
進捗管理指標	辰野町求人インターンシップ情報サイト「たつのしごと」アクセス数	16,671件 (令和元年度)	20,000件 (令和7年度)	
	女性や高齢者の就労相談数 若年技能者の育成支援講座参加者数	●●人 (令和元年度)	●●人 (令和7年度)	
	インターンシップ参加者数(累計) 事業の参加事業者数	3者 (令和元年度)	3者 (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：町内企業への就職
- 事業者：多様な働き方の導入

関連する分野別計画

- ・辰野町総合戦略

基本目標 6.

安心して快適に暮らし続けられるまち (都市基盤・防災防犯)

まちの基盤を整備し、人口が減少しても、安全に快適に暮らし続けられる効率的でコンパクトなまちをつくります。また、防災・減災に、総合的に対応できる社会基盤整備を進めます。

加えて、デジタル化に対応した新しい社会基盤の整備を行い、町民へのサービスを向上させるだけでなく、これまで行政や地域が負担してきた事務コストを削減するなどまちの暮らしをより便利にしていきます。

施策の考え方

快適に暮らせる社会基盤があつてこそ、住み続けられるまちとなり、そのための活動を行えます。

町民と町が協力し、社会基盤の維持・整備を進め、快適な暮らしができるまちを維持します。

施策 6-1.都市基盤の整備・維持



(1) 現状と課題

- ・町内の道路、橋梁の整備を進めているところですが、一部には狭い箇所、補修が必要な箇所が残っています。通勤時間帯の渋滞解消や災害時の避難経路確保等の観点から安全な道路環境が求められています。
- ・上下水道は、老朽化がみられる箇所もあります。
- ・人口が減少する中で、今後、暮らしに不可欠な都市基盤の維持や適切な管理は課題となります。

(2) 施策の方向性

- ・町民の生活を支える都市基盤を維持されているまちにします。
- ・そのため、人口が減少する中、必要となる都市基盤を見極めたうえで、適切な維持・管理・改良を行います。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	インフラの維持	道路、橋梁の適正な維持・管理・改良	建設水道課
2		地域公共交通の維持・改善・確保	まちづくり政策課
3		上下水道の適正な維持・管理	建設水道課
4	魅力ある住環境づくり	公園などの憩いの空間の充実	建設水道課
5		秩序ある住宅、宅地の確保	建設水道課、産業振興課
6		まちなか景観の保全	建設水道課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	町民意識調査 (利便性が高く、快適に生活できるまち)	21.2% (令和元年度)	●●% (令和7年度)	町民意識調査 (現状評価)
進捗管理指標	町道の改良率	42.2% (令和元年度)	43.5% (令和7年度)	
	町営バス、デマンド型乗合タクシーの利用者数	16,241人 (令和元年度)	16,500人 (令和7年度)	
	上水道有収率	89.8% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)	

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

町民：都市基盤の適切な利用

地域：都市基盤の維持・管理への参画

関連する計画

- 辰野町都市計画マスタープラン
- 辰野町「水循環・資源循環のみち 2015」構想
- 辰野町上水道事業経営戦略
- 辰野町特定環境保全公共下水道事業計画
- 辰野町下水道ストックマネジメント計画
- 辰野町橋梁長寿命化修繕計画
- 辰野町水道ビジョン
- 辰野町公共下水道事業計画
- 辰野町下水道事業経営戦略
- 辰野町景観計画

施策 6-2.自然災害の被害を最小限に抑制する体制の構築



(1) 現状と課題

- ・近年、各地で地震や集中豪雨が多発しています。町内においても、**風雨災害**が発生しています。
- ・地形的特色から、町内には浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、町民の生活を脅かす恐れのある区域も多くあります。

(2) 施策の方向性

- ・災害の被害を最小限に抑え、災害が発生した場合に迅速な復旧・復興ができる体制を構築します。
- ・防災の備えをするとともに、町民の防災意識の向上を図り、緊急時に近隣住民同士で助け合える関係をつくります。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	防災・減災の推進	自然 災害対策の実施	建設水道課
2		災害時情報伝達方法の 多重化	総務課
3		地域の防災力向上支援	総務課
4		特定空き家などの危険建物の撤去	総務課
5		住宅の耐震化支援	建設水道課
6	復旧・復興の体制	復旧・復興を担う人材の確保	総務課
7	づくり	被災者生活再建支援体制の構築	保健福祉課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標				
進捗管理指標	公共施設（避難施設）の耐震化率	92% (平成30年度)	目標 (令和7年度)	
	防災訓練参加率	14% (令和元年度)	20% (令和7年度)	町総合防災訓練への参加世帯割合(目標2割)
	住民参加型防災マップの作成 (累計)	7区 (令和元年度)	17区 (令和7年度)	総合戦略

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：自主防災組織活動への参加、防災・減災に関する意識の向上
- 地域：自主防災組織の活性化、避難所運営のための準備
- 企業：企業防災組織の整備
- 医療機関：**必要な資機材・備蓄品の確保**

関連する分野別計画

- 辰野町地域防災計画
- 辰野町国民保護計画
- 辰野町災害時受援計画
- 辰野町耐震改修計画
- 辰野町公共施設等総合管理計画
- 辰野町水防計画

施策 6-3. 町民同士でつくる安全な地域づくり



(1) 現状と課題

- ・近年、町内の刑法犯発生件数は減少していますが、全国的には、振り込め詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺の被害が後を絶ちません。
- ・交通事故発生件数は横ばいが続いていますが、関係機関や関係団体との協議・連携を継続し、町民意識の向上、危険箇所の改善等の対策をさらに進める必要があります。

(2) 施策の方向性

- ・犯罪・交通事故、**火災**のない安全に暮らせる地域をつくります。
- ・**警察等の関係機関と連携し、地域において**防犯活動、交通安全対策、防火活動を行います。

(3) 主な事業

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	地域防犯の推進	町民に対する情報提供による防犯意識の向上	総務課
2		地域防犯組織による防犯パトロール等への支援	総務課
3	消費者被害の防止	消費者相談の実施	住民税務課
4		消費者教育の推進	総務課
5	交通安全の推進	交通安全運動の推進	総務課
6		危険箇所の解消	建設水道課
7	防火対策の推進	消火栓・防火水槽等の消防施設や機材の整備	総務課
8		地域の実情に応じた消防団活動の支援	総務課

(4) 指標

種別	指標名	基準	目標	出典
成果指標	刑法犯発生件数	39 件/年 (令和元年度)	20 件/年 (令和7年度)	伊那警察署調 (町目標：発生件数の半減)
	交通事故件数	35 件/年 (令和元年度)	18 件/年 (令和7年度)	伊那警察署調 (町目標：発生件数の半減)
進捗管理指標	青色防犯パトロールの実施	53 件/年 (令和元年度)	53 件/年 (令和7年度)	辰野町防犯協会調 (目標：現状取組の継続)
	街頭での交通安全指導	9 回/年 (令和元年度)	9 回/年 (令和7年度)	辰野交通安全協会調 (目標：現状取組の継続)

(5) 協働・共創の視点から各主体に期待すること

- 町民：個人でできる防犯行動の徹底、防犯に関する知識の習得、交通ルールの遵守
- 地域：地域内での見守り、防犯活動の実施、交通安全意識の啓発

関連する分野別計画

重点テーマ

将来像「一人ひとりの活躍が作り出す、住み続けたいまち」の実現に向け、重点的に取り組む必要のあるテーマを「重点テーマ」として設定し、重点テーマに関連する主な事業を示します。

1. 地域包括ケアシステムの構築と拡充

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるように、関係機関と連携し、地域において包括的な支援・サービスを提供する体制（地域包括ケアシステム）を構築します。

さらに、この地域包括ケアシステムを拡充し、全世代において町民同士による支え合いと公的な支援が連携した地域を実現します。

関連する主な事業

No.	主な事業名	担当課
施策 3-1 事業 4	地域包括ケアシステムの 構築	保健福祉課
施策 3-1 事業 1	助け合い・支え合いの地域づくり	保健福祉課
施策 3-1 事業 2	ボランティア等の支援	保健福祉課
施策 3-1 事業 3	地域福祉のネットワークづくりと活動への支援	保健福祉課

2. ど真ん中プロジェクト

辰野町は、日本の地理的中心として、以前より地域住民が日本中心の標を設置し、周辺環境整備に力を注いできました。

日本の中心は、町の目指す姿である町民憲章にも掲げています。地域のつながりや世代を超えて、町民みんなが日本の“ど真ん中”に住んでいるという自信と誇り「ど真ん中プライド」を持ち、価値ある場所を生み出していきます。

関連する主な事業

No.	主な事業名	担当課
施策 1-2 事業 5	町民とまちが 理解し合うための 場づくり	まちづくり政策課
施策 1-2 事業 6	地域づくり活動の担い手同士を繋ぐコーディネート事業	まちづくり政策課

3. 道路の改良

幹線道路については、改良工事をはじめとし、舗装や橋梁修繕に取り組み、併せて渋滞の解消・改善に取り組んでいくものとします。

生活道路については、狭隘な個所が多く、町の課題となっています。町では、「道路網の整備計画」を検討し、推進していくものとします。特に、駅前整備については、都市計画道路の変更も含め町の拠点の在り方を具体化していきます。

関連する主な事業

No.	主な事業名	担当課
施策 6-1 事業 1	道路、橋梁の適正な維持・管理・改良	建設水道課

施策と SDGs との関係

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成 27（2015）年に国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 のゴール（目標）です。

各国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標となっており、本計画においても、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに取り組みます。

次ページに本計画の施策と SDGs の 17 のゴールの対応を表します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



						
基本目標 1 ホタルが飛び交う自然豊かなまち						
施策 1-1	ホタルが飛び交う環境の保全	○				
施策 1-2	ホタルが飛び交う風土に対する誇りと愛着の醸成					
施策 1-3	ほたるをきっかけとした関係人口の拡大					
基本目標 2 いつまでも健やかに暮らし続けられるまち						
施策 2-1	地域計画の実現					
施策 2-2	お互いに理解し合い、認め合う関係づくり					○
基本目標 3 いつまでも健やかに暮らし続けられるまち						
施策 3-1	地域での支え合いによる福祉の充実	○	○	○		
施策 3-2	高齢者が暮らし続けられる地域の構築	○	○	○		
施策 3-3	障がい者（児）が生き生きと暮らせる地域共生社会の構築	○		○		
施策 3-4	健康づくりの推進			○		
施策 3-5	地域医療体制の維持			○		
基本目標 4 次代を担う人材が育つまち						
施策 4-1	安心して子どもを産み、子育てができる環境の構築	○	○	○	○	
施策 4-2	生きる力を育む教育の推進			○	○	
施策 4-3	地域づくりにつながる生涯学習の推進			○	○	
基本目標 5 活力と魅力ある仕事のあるまち						
施策 5-1	新たな価値を創造する事業の支援					
施策 5-2	商工業の振興					
施策 5-3	農林業の振興					
施策 5-4	就業機会の拡大と働きやすい環境づくり					
基本目標 6 安心して快適に暮らし続けられるまち						
施策 6-1	都市基盤の整備・維持					
施策 6-2	自然災害の被害を最小限に抑制する体制の構築					
施策 6-3	町民同士でつくる安全な地域づくり					

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを増そう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
							○		○		○
					○						○
	○				○	○	○	○	○		○
					○						○
				○							○
				○	○					○	○
					○					○	○
											○
											○
											○
											○
											○
		○	○			○					○
		○	○			○					○
		○	○			○					○
		○									○
○					○						
					○				○		○
					○						○

第2編 未来志向の行財政改革 (行財政改革)

行政においても、限りある資源（予算、人員）をより効率的、効果的に活用するため、行財政改革を進めます。

これまでの行財政改革の取り組みは、歳出の削減や成果重視・経営的視点を掲げつつも、現状に対して何をしていくのか、という「課題解決型」の取り組み方でした。これからは、限られている資源の中で、効果的なサービスを提供する「質」の視点及び事業の効果や成果を重視するとともに、目標を実現するために何ができるか、という「目標達成型」の取り組みによる行財政改革を行い、前期基本計画を推進します。

行財政改革の詳細は、「辰野町行財政改革プラン2025」に示しますが、ここではその概要を示します。

●基本方針1(組織・職員) 強く柔軟な組織づくりと働き方改革

組織目標の達成に向け、一丸となれる組織文化の形成を図りながら、能率的な行政運営を実現するために、職員の人材育成に努めるとともに、新たな時代に対応した働き方改革を推進します。

・戦略1 組織経営の強化

【1】組織体制の効率化

時代の変化に柔軟かつ迅速、的確な対応を可能とする行政体制の確立を図ります。内部統制によるリスクマネジメント(危機管理)を強化し、コンプライアンス(倫理法令遵守)の徹底を図ります。

【2】人件費の抑制

急速な人口減少を見据えた「定員管理計画」のもと、計画的な職員採用を進めます。再任用職員の能力と経験を生かし、世代間バランスの取れた組織体制の構築に取り組みます。

・戦略2 職員の人材育成

【3】職員の意識改革と資質の向上

職員研修制度を充実させ、職員の意識改革と資質向上に努め、組織目標と整合した個人目標により組織力を最大限に発揮できる人事評価制度を構築します。

・戦略3 職員の働き方改革

【4】ワークライフバランスの実現と推進

時間外勤務時間の縮減による人件費の抑制に取り組むと共に、多様なワークスタイルの導入を研究し、ワークライフバランスの実現と推進を図ります。

●基本方針2(財政運営) 持続可能な財政運営と予算の重点化(選択と集中)

厳しい財政状況の下、限りある財源を選択と集中により重点化すると共に、効率的・効果的な財政運営を進め、健全財政を堅持します。町税等の徴収率の向上や新たな財源確保による歳入の確保、長期視点に立った公共施設等の総合的管理の推進や経常経費の削減等による歳出の適正化に努めます。

・戦略4 健全財政の維持

【5】選択と集中による予算編成

事業の必要性や効果等を検証しコスト意識を高め、財源の確保と適正な活用を図り、真に必要な住民サービスを持続的に提供できるよう、選択と集中による予算の編成を行います。

【6】特別会計の健全経営の維持

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等は、制度改正などに対応しつつ保険料の確保に努め、一般会計からの適正な繰入れによる健全経営を図ります。

【7】企業会計の健全経営の維持

上・下水道事業は、経営戦略の見直しを図り、施設等の更新や長寿命化に取り組むと共に、経営基盤の強化に努めます。町立辰野病院事業は、新町立辰野病院改革プラン（仮称）を策定し、更なる経営の効率化を図ります。

・戦略5 歳入の安定的確保

【8】町税等の収納対策

町税等については、クレジットカードやスマートフォン等での収納を行っています。今後も、口座振替の促進、滞納処分の強化、納付相談等の収納対策を行い、収納率の維持・向上に努めます。

【9】財源の確保と新規開拓

受益者負担の適正化に向け、使用料・手数料、分担金等の見直しを検討します。また、普通財産の早期売却や貸付、ふるさと納税、広告料収入等による財源確保に積極的に取り組みます。

・戦略6 公共施設の総合管理（マネジメント）の強化

【10】公共施設等総合管理計画の推進

人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設等の最適な配置を実現するために、施設のあり方についての検討を進めます。

【11】公共施設等の適切な管理運営

施設の個別計画や長寿命化計画の策定を推進すると共に、施設の適正な点検と保全対策により、財政負担の平準化と維持管理経費の縮減に取り組みます。

●基本方針3(仕組み) 生産性の向上と共創の推進

行政のデジタル化（行政手続きのオンライン実施、本人確認や手数料納付のオンライン実施、行政機関間の情報連携による添付書類不要化）、マイナンバー制度による情報連携（マイナンバーカード、マイナポータル）等を推進すると共に、民間活力の積極的な活用や広域連携等を推進し、事業の効率性を高めていきます。

持続可能な地域づくりを実現するため、従来型の「縦割り」から、分野横断的、複合的な連携への転換により共創社会の実現を目指します。

・戦略7 PDCAサイクルによる業務改善の強化

【12】実効性のあるPDCAサイクルの実施

「辰野町第6次総合計画（令和3～7年度）」の推進にあたっては、全ての取り組みが着実に実行されるように、第5次同様に毎年度の進捗管理を行います。

【13】ICTの積極的な活用

AI・RPA等を取り入れた業務の効率化・省力化に取り組みます。

【14】窓口サービスの向上

マイナンバーカードの普及を促進し、カードを活用した各種証明書等の発行や多目的な利用を推進します。手数料等のキャッシュレス決済の拡充による窓口サービスの向上に努めます。

【15】業務カイゼンの推進

住民サービスの向上や事務の効率化、経費の削減等の業務改善に対する積極的な職員提案活動を促進します。

・戦略8 広域連携、官民連携の推進

【16】広域連携、公民連携

上伊那広域連合が行う市町村の枠組みを超えた課題解決に対する事業に引き続き取り組むと共に、近隣自治体と連携する教育・観光・し尿処理・道路行政などの個別連携にも積極的に取り組みます。

指定管理者制度を効果的に運用し、民間事業者のノウハウが最大限に発揮できるように連携を図ります。また、民間事業者や大学等との包括連携協定締結に対しては積極的に取り組み、相互の人的・知的資源等を活用し、地域社会の発展や人材育成に取り組みます。

・戦略9 連携と共創の推進

【17】住民活動・外部団体の活動支援

自治会やNPO、各種教育機関、企業等様々な主体との協働を推進するため、地域課題を共有し未来志向のワークショップ（フューチャーセッション）等を活用しながら支援します。また、住民活動に必要な資機材や地域イベントに対する助成も継続していきます。今後も地域おこし協力隊や集落支援員制度を利用し、人材育成や団体間の連携・交流による共創社会の実現に取り組みます。

【18】外郭団体の活動支援と活性化

公共性、公益性の高い事業を担う外郭団体が、健全経営を維持しつつ住民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供できるように、関係性に配慮しながら継続的に支援します。

第3編 国土強靱化

1. 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化の背景

辰野町は、地形的な特性により過去多くの災害が発生し、甚大な被害を受けてきました。近年では平成18年豪雨災害、令和元年台風19号災害や令和2年7月豪雨などの災害に見舞われており、尊い命と貴重な財産が失われることとなりました。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減殺等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画を閣議決定し、被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

また、長野県でも、国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定、平成30年3月には新しい知見や教訓を反映させるために計画を改定し、現在第2期長野県強靱化計画として強靱化に向けて各種施策を実施しています。

当町においても、過去に町で発生した災害を教訓に、今後必ず災害が発生するものとして、事前に備えることで、その被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるために強靱化計画を策定するものとします。強靱化計画は各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

(2) 強靱化を推進する上での考え方（将来像と基本目標）

基本構想におけるまちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」を強靱化する上での将来像とします。

さらに、国土強靱化基本計画の4つの「基本目標」と長野県強靱化計画の「総合目標」「基本目標」に加え、町内で過去に発生した災害の経験をつまえ、当町の強靱化計画の基本目標を次のとおり設定します。

【国土強靱化基本計画の4つの基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町および社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③住民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

【第2期長野県強靱化計画の総合目標、基本目標】

- 総合目標 : 多くの災害から学び、いのちを守る県づくり
- 基本目標 :
 - ①人命の保護が最大限図られること
 - ②負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
 - ③必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
 - ④必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
 - ⑤流通・経済活動を停滞させないこと
 - ⑥二次的な被害を発生させないこと
 - ⑦被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

【辰野町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 基本目標　：　①被害の発生抑制により人命を保護する
- ②救助、救急、医療活動により人命を保護する
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④交通網、情報通信機能を確保する
- ⑤ライフラインの確保と早期復旧を図る
- ⑥経済活動を停滞させない
- ⑦二次災害を発生させない
- ⑧被災後迅速な再建・回復ができるようにする

(3) 計画の進め方等

ア 現状認識と問題点の整理（脆弱性評価）

強靱化は、いわば辰野町のリスクマネジメント※であり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「【起きてはならない最悪の事態】」を想定し、現状認識と問題点を整理したうえで、この事態を回避するための取組を検討しました。国の基本計画では45項目、県の国土強靱化計画では32項目の「【起きてはならない最悪の事態】」を設定していますが、町では県の項目を参考に、町の現状に合わせて評価します。

※ リスクマネジメント：リスク（災害によって生じる町や町民の不利益となる事象等）を予測し、適切な対策を事前に講じておくこと。

イ 推進上の留意点

強靱化計画は、住民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

ウ 住民の取組

災害に際して「【起きてはならない最悪の事態】」の発生を防ぐためには、住民一人ひとりが主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と互いに助け合う「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。また、災害の発生は防ぐことはできませんが、事前に学び準備すること（事前防災）が、生命財産を守る重要な要素となりますので、住民の皆さんにも強靱化への積極的な取組をお願いします。

エ 民間事業者の取組

「【起きてはならない最悪の事態】」の発生から早期の復旧を果たすためには、個人、行政だけでは成し遂げられず、民間事業者の協力が不可欠です。特に、ライフラインを担う事業者の取組、協力は重要です。民間事業者につきましても強靱化への積極的な取組をお願いします。

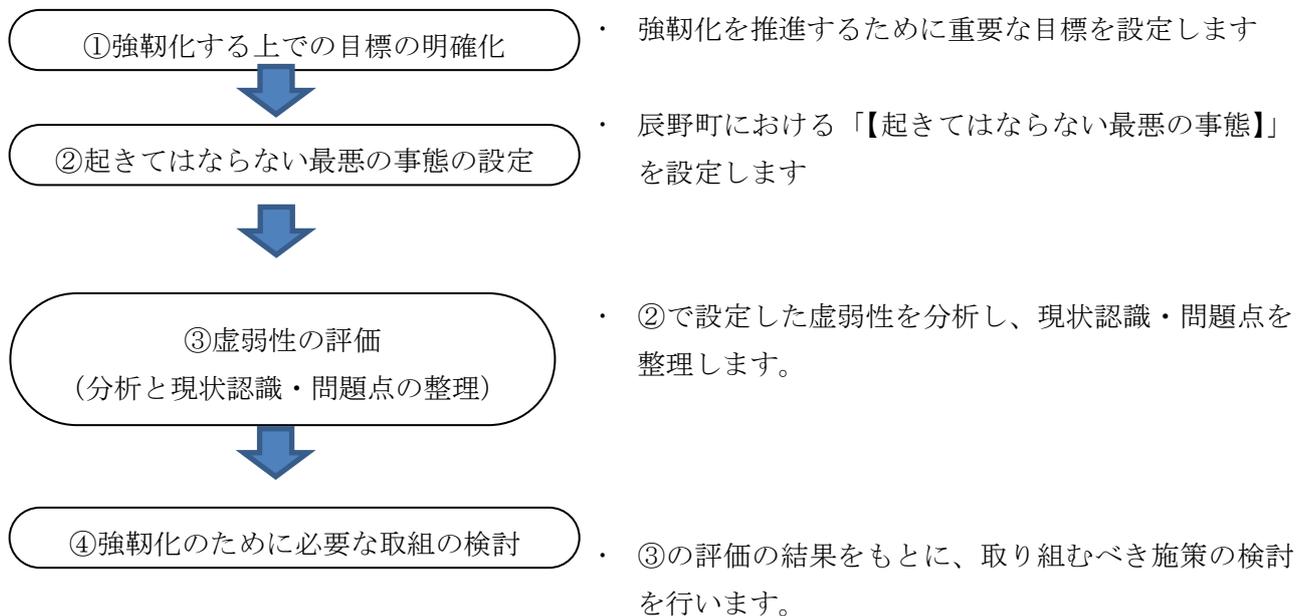
オ 評価・見直し

計画後の目標達成度と取組の評価、見直しについては基本計画の進捗管理の中で行います。さらに、今後災害が発生した場合や新たな脆弱性が発見された場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 脆弱性の評価

(1) 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、当町の大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。



(2) 想定されるリスク

長野県地域強靱化計画に示されている大規模災害のうち、辰野町への影響がある災害、地域特性および過去の災害の教訓から、以下の大規模災害によるリスクを想定します。

大規模災害	災害の規模
地震	糸魚川－静岡構造線断層帯地震（南側） 伊那谷断層帯（主部）地震 阿寺断層帯（主部南部）地震 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）地震 境峠・神谷断層帯（主部）地震 想定東海地震 南海トラフ巨大地震 その他震度5弱以上の地震
土砂災害・風水害	天竜川等の一級河川および小河川の決壊 土砂崩落・土石流の発生 大型台風の通過
大雪災害	大雪特別警報発令時

※想定される地震については、辰野町で震度5弱以上のものとします。

(3) 「基本目標」と「【起きてはならない最悪の事態】」の設定

8つの「基本目標」達成の妨げとなる27項目の「【起きてはならない最悪の事態】」を町の特性、過去の災害を踏まえて設定しました。

基本目標		【起きてはならない最悪の事態】
①被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	建築物倒壊や火災等による死傷者の発生
	1-2	河川の氾濫、土砂災害による死傷者の発生
	1-3	地震、浸水、土砂災害、大雪等による建築物等の財産への被害
	1-4	災害対応の遅延や判断誤り等による死傷者の発生
②救助、救急、医療活動により人命を保護する	2-1	長期にわたる町の孤立（地域の孤立集落等含む）の発生
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急・捜索活動等の遅延
	2-3	医療需要の急激な増加により、医療機能が麻痺、停止
	2-4	地域の衛生環境の悪化による疾病、感染症等の大規模発生
③必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	職員、関連施設の被災による行政機能の低下
	3-2	被災等による治安、生活環境の悪化
④交通網、情報通信機能を確保する	4-1	道路、鉄道の交通網が分断、閉塞等による機能停止
	4-2	旅客および物資の輸送が長期間停止
	4-3	情報通信の輻輳、途絶、正確性の低下による情報伝達の不能
⑤ライフラインの確保と早期復旧を図る	5-1	食料や日用品等の物資の不足
	5-2	電気、ガス、ガソリン、灯油等の供給停止
	5-3	上水道の供給停止、下水道（処理場含む）機能停止
⑥経済活動を停滞させない	6-1	農業、産業の供給連鎖の寸断、施設被災等による生産力の低下
	6-2	金融機能の低下、消費行動の低下による経済活動の停滞
⑦二次災害を発生させない	7-1	救助、救急、捜索活動中の土砂災害等の二次災害の発生
	7-2	洪水、氾濫抑制機能の低下による二次災害の発生
	7-3	危険物、有害物質等の拡散、流出
	7-4	避難所等における環境悪化による関連死の発生
	7-5	住民、観光、地域農産物等に対する風評被害
⑧被災後迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧、復興の遅延
	8-2	基盤インフラの崩壊等による復旧、復興の遅延
	8-3	倒壊住宅、倒壊施設等の再建の遅延
	8-4	労働力の減少、地域コミュニティの崩壊による復旧、復興の遅延

(4) 脆弱性評価の結果

・基本目標：①被害の発生抑制により人命を保護する

【起きてはならない最悪の事態】

- 1-1 建築物倒壊や火災等による死傷者の発生
- 1-2 河川の氾濫、土砂災害による死傷者の発生
- 1-3 地震、浸水、土砂災害、大雪等による建築物等の財産への被害
- 1-4 災害対応の遅延や判断誤り等による死傷者の発生

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
1-1 1-3	<p>住宅の耐震化を積極的に進めていますが、居住者の高齢化や経済的理由から、耐震対策が実施されていない住宅が多いのが現状です。</p> <p>いつか発生する大規模地震から、住民の生命財産を守るためには、住宅の耐震化は必要不可欠であり、災害発生後でもできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層促進する必要があります。</p> <p>さらに、老朽化した空き家などの早期撤去を進め、平常時に危険家屋を作らない取組も進める必要があります。</p>
1-1 1-3	<p>公共施設について、町では「辰野町公共施設等総合管理計画」を策定し管理し耐震性能の確保に努めていますが、築年数が進んでいる施設が多く、地震による被害が避けられない状況です。また、多くの施設は避難所として使用する可能性も高く、安全性の確保は早急な課題です。</p> <p>特に重要視しなければならない施設は保育園、学校施設で、児童生徒が一日の約 1/3 を過ごしています。主体構造部の耐震化は完了しましたが、老朽化により修繕、建替が必要な施設が多く、計画的に改修を進める必要があります。</p>
1-1 1-3	<p>町内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、地震時においての大規模火災や、倒壊により道路が閉塞し、地区外への避難ができなくなる可能性があります。今後、道路やポケットパーク等の公園整備により、避難路、避難場所の確保、延焼防止対策、空き家対策等により町全体の防災性を高め、安全な都市環境に向けたまちづくりを推進していくことが緊急かつ重要な課題です。</p>
1-2	<p>町内には多数の土砂災害警戒区域があり、ソフト・ハードの両面を組み合わせたまざまな対策が求められています。</p> <p>ソフト面では、危険箇所の周知に力を入れ、住民の危機管理意識の向上、自主避難体制の確立等まずは命を守り、そして被害の軽減につなげていく対策を推進していく必要があります。ハード面では、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設を守ることを優先に対策を講じていく必要があります。</p>
1-2 1-3	<p>町土の大部分を占める森林は、適切に管理していれば災害を防いでくれますが、管理されていない森林は災害を引き起こす可能性が高まります。</p> <p>森林整備と施設整備が一体となった治山事業により森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。また「事前防災治山計画」策定、「既存治山施設の長寿命化」の推進を県と協力し進めていく必要があります。</p>
1-2 1-3	<p>町の中心部には一級河川の天竜川が流れ、それに向かって数多くの河川があります。また、農業用水路、ため池などの施設も多く、各地で氾濫、越水による冠水、浸水の可能</p>

	<p>性があります。また、近年は頻繁に上陸する台風や局所的な集中豪雨により浸水被害の危険性はさらに高まっています。</p> <p>今後、河川管理者、施設管理者等と協力し、河川施設、洪水調節施設の整備を進める必要があります。また、流域治水という考えのもと、国・県・町・地域の協力、連携を図りながら対策を推進する必要もあります。</p> <p>ハード対策では、新設ばかりでなく、定期的な点検による不具合の早期発見、計画的な早期修繕にも取り組み、ソフト対策では、想定最大規模降雨での浸水想定区域の作成をすべての河川で行う必要があります。(現在は天竜川のみ作成済み) 作成後は住民に周知し、警戒を呼びかけることも重要です。</p>
1-4	<p>発災直後、行政による救出救護体制が整わない状況下や逃げ遅れ0を目指すためには、地域の助け合いとともに、住民が各自で危険性を認識し、正しい判断で正しく迅速に避難することが重要です。このため、定期的な防災訓練、児童生徒への防災教育、支えあいマップの活用、要配慮者利用施設作成の「避難確保計画」への指導、助言等の取組が必要です。また、障がい者の安全確保も課題です。</p>
1-4	<p>避難指示などの発令は町が行います。適切なタイミングで適切な発令を行うためには、すべての町職員がさまざまな災害について理解することが大切です。担当に関わらず、職員研修や消防団活動を通じて幅広く理解することが必要です。</p>

・基本目標：②救助、救急、医療活動により人命を保護する

【起きてはならない最悪の事態】

- 2-1 長期にわたる町の孤立（地域の孤立集落等含む）の発生
- 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急・捜索活動等の遅延
- 2-3 医療需要の急激な増加により、医療機能が麻痺、停止
- 2-4 地域の衛生環境の悪化による疾病、感染症等の大規模発生

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
2-1	<p>平成18年の災害での国道の崩壊により交通網が寸断され、一時孤立した経験から、緊急輸送路および主要道路のバイパス化、橋梁、沿線建築物等の耐震化、狭隘箇所の整備改修が急務です。また、被災した際に国や他自治体からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるために、幹線道路ネットワークが十分確保されていることも重要です。</p>
2-2	<p>大規模災害発生時には、救助、救急事象が同時多発することに加え、道路の崩壊、建物崩壊による道路の閉塞など組織的な応急活動が制限されることが予想されます。このため、初動は、地域住民同士の助け合い（共助）で行う必要があります、その中心的な役割を果たすのが自主防災組織です。町としても必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。</p> <p>「消防団」は地域における消防防災リーダーとして平常時、非常時問わず地域の安全を担っています。消防団の活性が地域の防災力の向上につながるため、消防団員の待遇改善、資機材のさらなる充実が課題です。</p>
2-3	<p>災害時には医療需要の急激な増加により、町立辰野病院をはじめとする町内各医療機関に負担がかかることが予想されます。医療機能を麻痺、停止させないために、上伊那地域包括医療協議会で策定した「上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル」により、町と辰野病院で資機材、備蓄薬品、備蓄品等を準備しています。また、病院職員は、医療</p>

	機能の維持のために重要なトリアージ等の研修を行い災害時に備えています。他地域から災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣受入体制についても整える必要があります。
2-4	ライフラインの途絶や、土砂の流出、廃棄物の増加、食事環境の悪化等による衛生環境の低下で、感染症等が発生する可能性が高まります。 感染症対策のための備蓄品の整備を進めるとともに、住民を対象に、感染症対策や避難所開設・生活について必要な情報の周知を図る必要があります。

・基本目標：③必要不可欠な行政機能を確保する

【起きてはならない最悪の事態】

- 3-1 職員、関連施設の被災による行政機能の低下
- 3-2 被災等による治安、生活環境の悪化

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
3-1	災害発生時に人員の参集不足などに伴う災害応急対応の遅延が発生する可能性があります。そのため、業務継続計画（BCP）の見直しを継続して行い、さらに、対策本部となる庁舎機能不能時の対応、資源確保等について検討していく必要があります。 災害応急対策の拠点として使用する役場庁舎は、耐震工事は終了しているものの、浸水想定区域内にあるため浸水対策が必要です。昭和48年建設のため施設、機械設備の老朽化が顕著で、計画的な更新・改修を進めていく必要があります。
3-1	災害応急対策としてライフラインの確保が重要です。特に、電気・通信の重要度は高くこの2つの復旧がなければ応急対応にも多大な影響が出ます。町では非常用電源装置を設置していますが、庁舎すべてをまかなうことができないものではないため、今後、設備増強の必要があります。衛星電話等機器による通信を確保していますが、光回線の増強や災害に強い最先端技術の情報を収集しながら、さらなる強化が課題です。 あわせて、通信事業者との連携、協力体制の強化も必要です。
3-2	災害時にはさまざまな社会的混乱が予想され、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり、見守り等について、警察、区、関係機関と連携し治安悪化を防ぐ必要があります。平常時から、青色防犯パトロール活動も積極的に行い、研修で、町職員の意識向上を図り治安を維持する活動も重要です。
3-2	災害後の混乱により、災害ごみの撤去の遅延、ごみの不法投棄、騒音等が増え生活環境の悪化が予測されます。 町では、災害ごみの撤去や処分について、平常時から対応を検討し、処理業者との連携を深めておくとともに、警察等とも連携し、ごみの不法投棄、騒音等にも対応していく必要があります。

・基本目標：④交通網、情報通信機能を確保する

【起きてはならない最悪の事態】

- 4-1 道路、鉄道の交通網が分断、閉塞等による機能停止
- 4-2 旅客および物資の輸送が長期間停止
- 4-3 情報通信の輻輳、途絶、正確性の低下による情報伝達の不能

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
-------	-------------------

4-1	<p>辰野町は、山林に囲まれた急峻な地形であるため、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される可能性があります。また、多くの道路が谷あいに向かっての一本道であるため迂回路が少ないのも特徴です。平成18年の豪雨災害では、南北を結ぶ国道153号線が、横川川の増水により崩落し交通網が寸断、復旧に1週間以上がかかり流通等への影響が出ました。このため、国・県等と協力し高規格幹線道路、地域高規格道路の整備を進めていくことが課題です。</p> <p>町道については、法面对策、橋梁の耐震補強・修繕、道路の改築・改修・修繕を行い、災害時の緊急輸送路や、救急医療機関へのアクセスを確保することが重要です。</p> <p>特に、主要道路は、道路の維持管理、改築改修を積極的に行い災害に強い道路づくりを目指す必要があります。</p> <p>あわせて、地区が孤立しないよう道路のバイパス化の検討も課題です。</p> <p>農道、林道についても災害に強い施設へ改修する必要があります。広域農道は、緊急輸送路を補完するものとなるため、整備が非常に重要です。林道も非常時の迂回路となる可能性があります、林道の延長や新たな道路の開設の検討も必要です。</p>
4-1 4-2	<p>3方向に通じる鉄道は、東海道本線等のバイパスとして、南海トラフ地震の際には、東海地方への輸送路となる可能性があります、災害対策・復旧はJR東日本、JR東海との連携が必要です。</p> <p>中央自動車道は、平成18年豪雨災害で土砂流出により一時遮断されました。東名高速道路のバイパスとしての機能も有するため、NEXCO中日本と災害対策・復旧について連携することが必要です。</p>
4-3	<p>災害時は通信施設の停電、倒壊等による物理的な途絶だけでなく、通信集中による輻輳の発生により大切な情報が送受信できない状況になることが考えられます。そのため、東日本電信電話㈱、携帯電話等の移動体通信事業者、通信ネットワークの信頼性の向上、重要通信の確保、サービスの早期復旧について求めるとともに、町としての協力体制を構築する必要があります。</p> <p>また、町光回線については、維持管理・耐災化とともに、未整備地区への延伸または、代替通信網の確保による公共施設への配備を検討する必要があります。</p> <p>防災行政無線やそれを補完する屋内等の情報告知システムについても、維持管理・改修を計画的に実施し、災害時の通信、情報伝達手段を確保することが重要です。消防団で使用している簡易デジタル無線機については、端末間の通信が可能で操作も簡易であるため、地域での使用もできるようにさらなる導入を進めることが必要です。</p> <p>情報伝達手段として、テレビ、ラジオも重要で、町は放送事業者と協力し、多くの人に正確な情報が放送されるようにする必要があります。</p> <p>特にLCV㈱は、テレビ放送に加えFM放送を通じてきめ細かい情報提供ができ、協力連携を深めることが必要です。</p>

・基本目標：⑤ライフラインの確保と早期復旧を図る

【起きてはならない最悪の事態】

- 5-1 食料や日用品等の物資の不足
- 5-2 電気、ガス、ガソリン、灯油等の供給停止
- 5-3 上水道の供給停止、下水道（処理場含む）機能停止

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
5-1	<p>災害時の物資不足を防ぐために、物流ルートの確実な確保が必要です。</p> <p>そのため、道路、橋梁等の輸送基盤を整備し、発災後の物流の早期再開のため、関係機関との十分な連携、協力することが大切です。</p> <p>食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、住民、町はそれぞれの役割を考えて、備蓄を行い、さらに、各種団体と物資調達にかかる協定の締結により、平常時からの関係構築に努めることも必要です。</p>
5-2	<p>電気の供給を継続するため、中部電力（株）が行う施策に町は協力し、警察や消防との合同訓練等平常時からの連携、緊急連絡体制等の整備を進めることが重要です。</p> <p>ガスについては、（一社）長野県LPガス協会と災害協定を締結しています。災害時対応のため、LPガスの災害バルクユニットの公共施設への設置や住民への啓発などを行うこととしています。</p> <p>ガソリン、灯油等の石油類燃料については、石油商業組合と災害協定を締結し、緊急車両等への優先給油への対応をお願いしています。</p> <p>東日本大震災時には、燃料不足を懸念し、必要以上の買占め、買いだめ等の混乱が起こったため、住民に冷静な対応をお願いする等消費コントロールも必要です。</p> <p>また、国等が進めている「満タン&灯油プラス1缶運動」への協力なども必要です。</p> <p>省エネルギー、自然エネルギーについては、国が進める温室効果ガスの排出量の削減に協力し、地球温暖化の影響による災害を防止することを目標としています。</p> <p>エネルギー自給率を高めることで化石燃料に頼らないエネルギーの自立地域を確立する等災害に強いまちづくりを進める必要があります。</p>
5-3	<p>上水道はライフラインの中でも特に重要な要素です。一時的な断水が発生しても、早期に復旧できるように、浄水場施設、加圧ポンプ施設、地下水揚水施設等の改修を進めるとともに、応急給水拠点の整備も進め、災害時の確保に努める必要があります。</p> <p>また、町内の水源は山間部に多く、土砂災害の影響で施設の被災、管理道閉鎖の可能性があるので、施設耐震化改修と併せて対策が必要です。上水道管は、断水が最小限となるよう管路のバイパス化とともに耐震化を進めています。貯水池についても、被災し貯留水が下流へ流れ出る二次災害の恐れもあるため、耐震化を進める必要があります。</p> <p>下水道は、下水道業務継続計画（BCP）により事前対策を進めています。</p> <p>処理場は、一時的に処理不能となっても早期復旧ができる体制、施設の整備を進めます。</p> <p>災害時の衛生環境の維持は大きな課題であり、トイレの問題と直結する下水道は、感染症の感染拡大、健康被害等の二次災害を防ぐためにも処理能力等の維持が不可欠です。</p> <p>そのため、耐震化をはじめさまざまな災害からの被害を最小限にする耐災化が課題です。</p> <p>下水管の維持管理に不可欠である、マンホールも災害時には液状化等の影響による隆起で、道路交通、避難誘導等に支障をきたす可能性がありますので、道路整備と併せて対策を行う必要があります。下水道ポンプ設備の耐震化、停電対策も重要です。</p> <p>農業集落排水施設についても、下水道と同様の対策が必要であり、公共下水道への統合についても進めていく必要があります。</p>

・基本目標：⑥経済活動を停滞させない

【起きてはならない最悪の事態】

6-1 農業、産業の供給連鎖の寸断、施設被災等による生産力の低下

6-2 金融機能の低下、消費行動の低下による経済活動の停滞

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
6-1	<p>農産物の安定生産は災害からの早期の復旧・復興を後押しするものとなるため、被害を受けても最小限にとどめ、早期の生産再開を目指す必要があります。そのために農業用施設の長寿命化・耐震対策、農業用水の安定確保対策を行う必要があります。</p> <p>農業用ため池等の基幹的農業水利施設は、決壊による二次災害の可能性があるため、耐震化を進め、ため池ハザードマップ等の作成により周辺住民への危険を周知する必要があります。</p> <p>災害発生に起因する工場の操業停止や物流の停滞等の事態は、製造から保管、配送、販売までに関わる多くの事業者の機能を低下、停止させ、経済活動に甚大な影響を与えて災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。また、消費行動の低下は経済の停滞を招きます。このため、町としても、県や商工会と連携しながら、町内事業者の業務継続計画作成を支援し、機能低下を起こさないようにすることが必要です。</p> <p>町行政の業務継続計画についても、さらなる内容の詳細化、事業別計画の作成が今後の課題です。</p>
6-1 6-2	<p>被害を受けた産業施設の再建のため、金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など速やかな総合的対策を展開する必要があります。特に事業の資金繰りについては、早急な対応を必要とすることが多いため、金融機関と連携した対応が必要です。</p> <p>また、状況に応じて納税の猶予・免除制度についての検討も必要です。</p> <p>ある程度の復旧・復興が進んだ段階では、消費行動を促す施策も求められ、プレミアム付商品券の発行やポイント還元事業等も有効と考えられます。</p> <p>住民、事業者双方に有効な施策を検討し実行する必要があります。</p>

・基本目標：⑦二次災害を発生させない

【起きてはならない最悪の事態】

- 7-1 救助、救急、捜索活動中の土砂災害等の二次災害の発生
- 7-2 洪水、氾濫抑制機能の低下による二次災害の発生
- 7-3 危険物、有害物質等の拡散、流出
- 7-4 避難所等における環境悪化による関連死の発生
- 7-5 住民、観光、地域農産物等に対する風評被害

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
7-1	<p>地震発生後、土砂災害等の二次災害発生の危険性が増大します。二次災害防止のため、応急対策工事や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所を知り、点検することも二次災害発生の防止手段です。災害発生時には、国、県と連携し、応急対策工事を実施する必要があります。</p> <p>また、災害直後は崩壊等が起きていなくても、時間が経過してから発生する場合がありますので、地盤等が弱い箇所は事前に調査しておくことが重要です。</p> <p>さらに、地震発生後は地盤条件が変化するため警戒基準等の引き下げの検討も必要です。</p>
7-2	<p>地震により、堤防や水門等の抑制機能施設が崩壊し、下流の人家等に影響を及ぼす可能性があるため、施設の耐震化を進める必要があります。</p> <p>特に 6-1 で評価した、ため池は、貯水量も多く設置してからの時間も経過しており、脆弱</p>

	<p>性が指摘されていますので、耐震性等の調査を行い、早急な対策工事の実施につなげていく必要があります。</p> <p>また、危険度、被害予測等を下流域の住民に知らせることも大切です。</p> <p>ダムについては、管理者と連携し、対策を講じていきます。</p>
7-3	<p>危険物施設については、上伊那広域消防本部と連携し、二次災害の発生および拡大防止を行う必要があります。また、施設管理者には保安教育や防災訓練の実施などを促し、平常時から警戒態勢をとっておく必要があります。油脂等の河川への流出については、速やかに情報を収集し、拡大させない対応と事前の資機材の備蓄が必要です。</p>
7-4	<p>避難所の設置運営は町、住民がそれぞれの役割において協力して行っていく必要があります。食料等物資の備蓄についても、町・地域・個人それぞれで行う必要があることを認識し、備蓄品を増やしていく必要があります。</p> <p>避難所の運営は平常時から、訓練の実施やマニュアル整備を進め、あらかじめ、高齢者、障がい者等の要配慮者についての対応を検討するとともに、避難生活の長期化による心身のストレスでの健康状態の悪化や感染症の感染拡大防止策についても配慮する必要があります。避難所の備蓄品として、パーティションやダンボールベッド、テント等感染症対策品の追加や、新たな避難所の確保、感染症に特化した避難所施設、資機材の整備が求められています。高齢化が進むなか、福祉避難所についても重要度が増しており、活用できる施設の整備・確保が課題です。</p> <p>また、要配慮者支援システム（支えあいマップ）を充実させて、住民同士が協力し被害を最小限にすることも必要です。</p> <p>外国人のため、通訳ボランティアや翻訳機を活用した対応も求められています。</p>
7-5	<p>大規模災害が発生するとメディア等で現状を切り取られ繰り返し報道されることで、被害がないのに被災しているとの風評被害が SNS 等で拡散される可能性があります。</p> <p>町は正しい情報を多くの媒体を活用し積極的に広報するとともに、国、県等関係機関への応援を要請することとしています。</p> <p>災害から復旧した場合、観光については、首都圏、中京圏、関西圏等の集客圏域でのプロモーション活動や、農産物については、県と連携した情報発信等が想定されています。</p>

・基本目標：⑧被災後迅速な再建・回復ができるようにする

【起きてはならない最悪の事態】

- 8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧、復興の遅延
- 8-2 基盤インフラの崩壊等による復旧、復興の遅延
- 8-3 倒壊住宅、倒壊施設等の再建の遅延
- 8-4 労働力の減少、地域コミュニティの崩壊による復旧、復興の遅延

対象の事態	評価結果（現状認識・問題点の整理）
8-1	<p>災害後には大量に廃棄物が発生します。その処理が停滞すると生活環境の悪化を引き起こし、健康被害につながりますので、地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画の策定が必要です。</p>
8-2	<p>大規模災害発生時に、道路へのがれき等が散乱すると、緊急車両、支援物資の輸送、生活物資運搬車両等に支障をきたすこととなり、周辺市町村から孤立する可能性もあります。県と協力し、主要道路について直ちに道路啓開できるようにする必要があります。</p>

	大雪の際も同様に、除雪体制の構築や必要資機材の確保が必要です。また、平常時から違法駐車や違法工作物等の交通への支障となるものは排除しておく必要があります。
8-3	避難所生活の早期解消のため、住宅、施設等の再建が重要です。 災害時に重なり合うように倒壊し、撤去に支障がでる木造住宅密集地については、都市計画の見直し等により、密集を解消する必要があります。 早期再建のための資金繰りについての支援も検討が必要です。
8-4	災害からの復興には、労働力が重要です。そのために平常時から他市町村、企業等と協定を締結し人的支援を受けられる体制をとっておく必要があります。混乱時にも速やかに人的支援や物資支援を受けられるよう。受援計画を策定し、受援システムを構築する必要があります。 災害ボランティアが復旧・復興には欠かせないため、受付システムや活動派遣システムの構築などが必要です。 地域コミュニティの維持のためには、地域ごとに自主防災組織を充実させることが重要であり、自主防災組織の活動支援、訓練支援や資機材の充実が課題です。

3. 強靱化に向けた取組

(1) 強靱化の推進に向けた分野の設定

「【起きてはならない最悪の事態】」ごとに行った脆弱性評価の結果を元に、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、基本構想の7つの基本目標に基づき、分野を設定します。

<設定する分野>

- 1 自然・環境保全
- 2 福祉・保健・医療
- 3 都市基盤・防災防犯
- 4 産業振興
- 5 子育て・教育・生涯学習・文化振興
- 6 協働・地域づくり
- 7 行財政改革

(2) 各分野の強靱化に向けた取組

各分野における基本計画上の各施策と脆弱性評価で設定した27の「【起きてはならない最悪の事態】」の関係を次表の通り整理しました。

「【起きてはならない最悪の事態】」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。各施策を通じて被害をできる限り小さくし、被害を受けた時は迅速に回復することを目指します。

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との対照表

		被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する				必要不可欠な行政機能を確保する		交通網、情報通信機能を確保する												
		1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3										
基本目標 (分野)	施策	死傷者の発生	建築物の倒壊や火災等による	死者の発生	河川の氾濫、土砂災害による	へ被害を受ける	雪害による	等災害による	等災害による	生域の孤立	長期間にわたる	遅延・救急・消防・捜索活動等の	警察・医療機関の急増・加圧による	り医療・感染症等の悪化による	発生地域の衛生環境の悪化による	職員の健康被害による	境の悪化による	被災者による	断道、閉塞等による	期間停止	旅客停止	の低下	情報通信の輻輳による	確性の低下
基本目標 1 みんなが飛び交う自然豊かなまち (風土の保全・誇りと愛着)	ホテルが飛び交う環境の保全		●	●													●							
	ホテルが飛び交う風土に対する誇りと愛着の醸成																							
	ほたるをきっかけとした関係人口の拡大																							
基本目標 2 みんなが活躍できるまち (地域づくり・共生)	地域計画の実現	●									●													
	お互いに理解し合い、認め合う関係づくり																							
基本目標 3 いつまでも健やかに暮らし続けられるまち (福祉・健康・保健・医療)	地域での支え合いによる福祉の充実				●																			
	高齢者が暮らし続けられる地域の構築																							
	障がい者(児)が生き生きと暮らせる地域共生社会の構築																							
	健康づくりの推進													●										
基本目標 4 安心して子どもを育て、子育てができる環境の構築	安心して子どもを育て、子育てができる環境の構築																							
	生きる力を育む教育の推進																							
	地域づくりにつながる生涯学習の推進																							
基本目標 5 新たな価値を創造するために挑戦する事業者への支援	新たな価値を創造するために挑戦する事業者への支援																							
	商工業の振興																							
	農林業の振興		●	●																				
基本目標 6 安心して快適に暮らし続けられるまち (都市基盤・防災防犯)	就業機会の拡大																							
	都市基盤の整備・維持	●		●		●												●	●					
	自然災害の被害を最小限に抑制する体制の構築	●	●		●			●		●													●	
未来志向の行財政改革 (行財政改革)	町民同士でつくる安全な地域づくり								●						●									
	強く柔軟な組織づくりと働き方改革				●						●	●											●	
	持続可能な財政運営と予算の重点化	●		●									●											
	生産性の向上と共創の推進																							

第 4 編 土地利用

1. 土地利用の現況と課題

1. 土地利用の現状と課題

辰野町の土地（以下、「町土」という。）のうち、山林、水面等の土地利用は総面積の 88.3%、田・畑等の農地、宅地、公共公益施設用地等を併せた土地利用は 11.7%であり、限られた土地で町民の生活が営まれています。

近年の人口減少、少子高齢化を背景として、空き家や低・未利用地の増加、農業の担い手不足による荒廃農地の増加、林業の低迷による山林の手入れ不足などが課題となっています。特に、町土の多くを占める森林は、木材需要の低迷などにより、林業は衰退し、一部森林では荒廃が見られます。さらに、全国的に有名なマツタケ等の特用林産物の生産地としても森林の維持・管理が課題です。

また、天竜川と横川川が合流する地点より南側や各河川の支流沿いや、山地を背景に抱えた狭い平地に宅地や農地などの土地利用が見られ、浸水や土砂災害による被害を受ける可能性があります。治山・治水対策などによる防災機能の向上、森林の持つ保全機能の向上に配慮した土地利用が課題です。

町内には、国指定天然記念物である「小野のシダレグリ自生地」「横川の蛇石」、県指定天然記念物である「辰野のホタル発生地」「矢彦小野神社社叢」、横川溪谷等、多くの自然や生態系が残されている地域であることから、これら貴重な自然や景観を保全しつつ観光資源としての活用も視野に入れた土地利用が課題です。

一方、散在する宅地等は、公共のサービスを提供するうえで効率が悪く、維持することが難しくなっています。町の地形的特徴や歴史的背景から、一定の区域に生活の範囲を集約することは難しい状況にありますが、持続可能なまちづくりを進めるために、効率の良い公共サービスを提供するためのコンパクトなまちを前提とした土地利用が課題です。

特に、JR辰野駅は交通結節点としての機能を担うとともに、町の玄関口です。町の中心市街地は、この辰野駅や隣接する宮木駅周辺に発達していましたが、近年のモータリゼーションの発達や生活用品の購入方法の多様化、高齢者問題などより、衰退の一途をたどっています。また、空き店舗も散在しています。これら町の中心市街地は、町民のコミュニティの場であることから、中心市街地の再生が課題です。

特に、辰野駅周辺では、長年課題となっていた区画整理事業を断念し、地区計画として新たな整備に向け取り組んでいます。今後は、地区整備計画を早期に立案することが課題です。

このように、町土は町民共有の生活基盤、生産基盤であり、また、憩いの場もなっています。この、町土を町民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分考慮し、有効活用と適正な管理について長期的視点に立った土地の利用を進める必要があります。

2. 土地利用の基本方針

土地利用の現状と課題を解決するために、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

(1) 長期的視野に立った土地利用

基本構想に示した「まちの将来像」を実現するために、町土は町民共有の生活基盤、生産基盤であると位置づけ、中・長期的な視点による土地利用を進めます。

(2) 快適で魅力ある市街地の土地利用

良好な都市景観に配慮するとともに、高度利用の促進や未利用地の有効活用と適正な管理により、快適で魅力ある住宅地や市街地の形成を図ります。

(3) 持続可能な農山村集落地域の土地利用

古くから形成されている農山村集落地域について、維持・活性化を促進するため、優良農地の保全と開発との調整を図るとともに、農用地と宅地が混在する地域における計画的かつ適切な農地の利用を進めます。さらに、高齢化等により維持・管理が難しくなっている土地について、適正な維持・管理の手法を検討します。

(4) 町土の保全と安全性を確保した土地利用

砂防、治山、治水等の事業を推進するとともに、町土の約 86%を占める森林について、水源涵養や土砂流出の防止等の多面的な機能の増進を図りつつ、災害に強い森林づくりを進めます。著しい被害の恐れのある区域等では、制限を含めた土地利用の検討を行います。市街地では、都市計画で定める土地利用や都市基盤整備により、防災減災の視点に立った安全性の高い適切な土地利用を進めます。

(5) 美しい町土形成のための土地利用

町土が形成する景観は、周辺の自然景観、歴史的風土、悠久の人類の営みが形成したものであり、土地利用の推進に際しては、この景観を保全し、美しい町土の保全と町の賑わいの再生に繋げる土地利用を進めます。

また、自然が持つ多様な機能や生態系は、町民共有の貴重な財産であり、次世代へ継承するため、調和のとれた土地利用を進めます。

(6) 公共サービスを維持するための土地利用

人口減少社会において、一定の公共サービスを維持するためには、コンパクトな町づくりが必要です。地域の特性に応じて生活範囲の集約を進め、将来にわたって効率の良い公共サービスを提供することのできる土地利用を進めます。

(7) 町土の総合的なマネジメント

町土を有効かつ適正に活用するために、所有者とうによる適切な管理、国・県・町、地域住民、事業所その他の団体等、多様な主体の参加と調整、合意形成の下で、適正な土地利用の規制や誘導を行い、均衡のとれた秩序ある土地利用を進めます。

3. 土地利用の基本方向

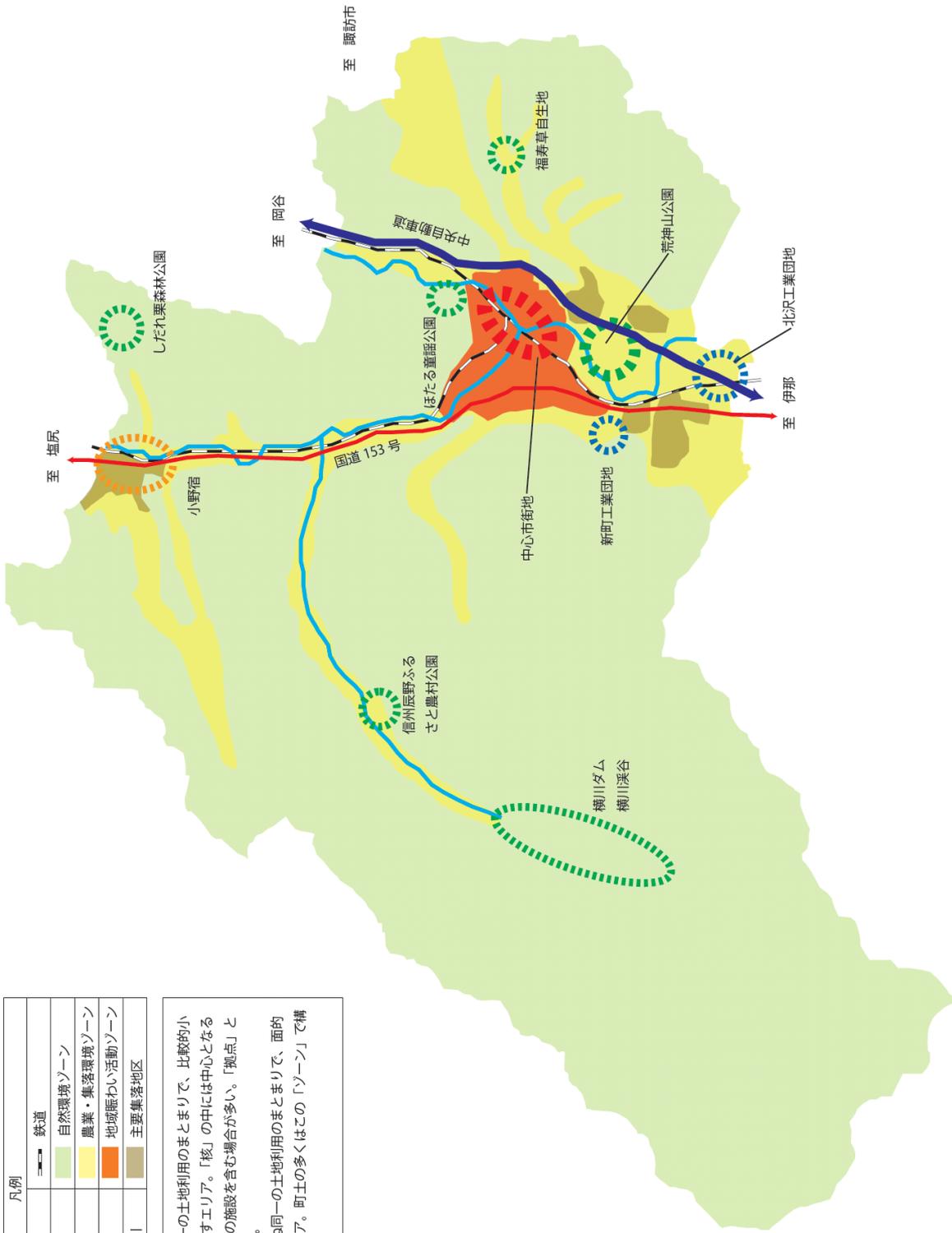
土地利用の現状と課題を解決するために、土地利用の基本方向を以下のように定めます。

	現況	目指すべき姿
自然環境ゾーン	主に町の東西に位置する山地。 良好な自然環境が残されていると共に、特用林産物の生産の場となっています。 一部地域では、キャンプ場等、レクリエーションの場としての活用も見られます。	良好な自然環境を維持しつつ、生産の場、レクリエーションの場、環境教育、体験学習の場としての機能を維持します。
農業・集落環境ゾーン	天竜川沿いや各河川沿いに見られる農地の中に住宅等の集落が散在している区域。 農産物生産の場であるとともに、田園景観を維持している地域です。	農産物の生産の場としての機能を維持すると共に、良好な住環境、田園景観の維持を図ります。
地域賑わい活動ゾーン	町中心部の主に用途地域に指定されている地域。 指定された用途地域に対し、建物用途の混在が見られるとともに、近年、空き家・空き地が多く見られます。	駅前を始め、町の中心部では、賑わいの再生に取り組み、町の魅力の向上を図ります。 また、都市機能を維持するための区域を設定し、その周囲に居住を誘導し、一定以上の人口密度を維持することで、持続可能な「まち」を目指します。
中心核	用途地域が、商業地域および近隣商業地域に指定されている地域。 中心市街地の商店街として、かつては賑わいを見せましたが、近年は、衰退が著しく、空き家、空き店舗、空き地が多く見られます。 辰野駅前では、地区整備計画の立案に取り組んでおり、賑わいの再生を目指しています。	町の中心部としての機能を維持・向上し、賑わいの再生を目指します。 また、空き店舗、空き地等の有効活用を目指します。
産業核	新町工業団地、北沢工業団地の地域。 多くの工場が立地していますが、一部に空き工場等も生じており、対策が求められています。	町の立地を活かした企業誘致を図り、町民の働く場としての機能を高めめます。また、環境に配慮した工場敷地への誘導を図るとともに、景観にも配慮します。
緑の核	荒神山公園、ほたる童謡公園、しだれ栗森林公園、横川溪谷等、町民や観光客の憩いの場として利用されている地域。 施設の老朽化や維持管理が課題となっています。	各公園等を適正に維持・管理し、町民や観光客の憩いの場、レクリエーションの場としての機能強化を図ります。
歴史・文化核	小野宿周辺の地域。 歴史的建造物が多く位置しており、観光資源のひとつともなっています。 国道 153 号に歩道が設置されていないことから、利用者の安全確保が課題となっています。	歴史的建造物を保護、活用し、町の観光資源としての魅力の向上を図ります。 併せて利用者の利便の向上を図ります。

凡例	
	中心核
	産業核
	緑の核
	歴史・文化核
	骨格となる河川
	鉄道
	自然環境ゾーン
	農業・集落環境ゾーン
	地域賑わい活動ゾーン
	主要集落地区

「核」とは、概ね同一の土地利用のまとまりで、比較的小規模なまとまりを示すエリア。「核」の中には中心となる主要な建物や公園等の施設を含む場合が多い。「拠点」と表現する場合もある。

「ゾーン」とは、概ね同一の土地利用のまとまりで、面的な広がりを持つエリア。町士の多くはこの「ゾーン」で構成される。



資料編

1.

総合計画策定経過などを記載します。

辰野町第6次総合計画 策定スケジュール

令和3年1月13日現在

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会	第1回 9/29 ・策定スケジュール ・調査結果 ・基本構想(素案)	第2回 10/16 ・諮問 ・基本構想(案)	第3回 11/12 ・基本構想 確定 ・基本計画(骨子) = 答申 11/16 =	第4回 1/13(水) ・基本計画(素案)	第5回 1/26(火) ・諮問 ・基本計画(案)	第6回 2/16(火) ・基本計画 答申案 確定・答申	
パブリックコメント (意見公募)		基本構想(案) 10/20~10/31			基本計画(案) 第5回審議会後~2/初旬		
庁内策定委員会 (課長会)		第3回 10/5	第4回 11/4		第5回 1/6(水)	未定	未定
庁内策定部会 (課長・課長補佐会)		10/12	11/18 基本計画検討会議 (係長以上)	12/21-22 ヒアリング	1/15 (金)	未定	
町議会				基本構想(議案) 提出・議決	基本計画 スケジュール説明		基本計画(議案) 提出・議決